

立川市発注工事における 技術者等の配置マニュアル



© tachikawa city

令和5年11月
立川市

＜本マニュアルでの用語の定義＞

技術者等

現場代理人、主任技術者、監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐及び専門技術者、立川市発注工事における配置技術者

主任技術者等

主任技術者、監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐

監理技術者制度運用マニュアル

国土交通省制定

建設業法

建設業法（昭和 24 年 5 月 24 日法律第 100 号）

本マニュアルは、建設工事の適正な施工体制の確保を図るため、現場代理人、主任技術者、監理技術者等の適正な配置についてまとめたものです。施設や設備の修繕の契約についても、本マニュアルの「工事」と同様の扱いとします。技術者等の配置の際に、ご活用ください。

本マニュアルについてご不明な点等がありましたら、立川市財務部契約課工事契約係へお問い合わせください。

電話 042-523-2111 内線 2715・2716

目次

I 工事現場に配置すべき技術者等

- 1 現場代理人・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 2
- 2 工事現場に配置すべき技術者・・・・・・・・ P. 5
- 3 工事現場ごとに専任すべき技術者・・・・・・・・ P. 7
- 4 技術者等の配置期間・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 9
- 5 技術者等の資格要件等の確認方法・・・・・・・・ P. 10
- 6 技術者等の変更・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 12

II 工事系リース契約に関する技術者等

- 1 工事系リース契約とは・・・・・・・・ P. 14
- 2 配置すべき技術者等・・・・・・・・ P. 14
- 3 技術者等の配置期間・・・・・・・・ P. 14

III 建設業法で必要とする技術者等

- 1 経營業務の管理責任者・・・・・・・・ P. 16
- 2 営業所の専任技術者・・・・・・・・ P. 16

IV 資料編

- 資料1 技術者等の兼任早見表・・・・・・・・ P. 18
- 資料2 建設業法における技術者制度・・・・・・・・ P. 19
- 資料3 主任技術者等の要件・・・・・・・・ P. 20
- 資料4 技術者の資格（指定学科）・・・・・・・・ P. 21
- 資料5 主任技術者等となりうる複数業種に係る実務経験・・・・・・・・ P. 22
- 資料6 主任技術者等となりうる国家資格等一覧・・・・・・・・ P. 23
- 資料7 様式集・・・・・・・・ P. 26

- Q & A 集・・・・・・・・ P. 33

I 工事現場に配置すべき技術者等

I-1 現場代理人（建設業法第19条の2第1項）

＜立川市建設工事における技術者等配置基準第2条関係＞

現場代理人は、工事を施工する際に受注者の代理として工事現場の運営、取締りを行います。

（1）現場代理人の通知

受注者は、現場代理人を選任し、現場代理人及び主任技術者等通知書（第1号様式）に経歴書（第5号様式）を添付して、各2部、財務部契約課へ提出してください。

（2）現場代理人の常駐

建設業法では、請負契約の履行に関し、受注者が現場代理人を置く場合にその権限の範囲を相手方へ通知すべきことを規定していますが、その資格等については、規定されていません。

立川市では、工事請負約款第10条第2項において、工事現場への常駐を求めています。

工事請負約款第10条第2項

現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、契約金額の変更、契約代金の請求及び受領、第11条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

（3）現場代理人の兼任

現場代理人は、上記のことから工事現場に常駐することが原則ですが、立川市が発注する*工事で、①に掲げるアからエの要件すべてを満たす場合は、現場代理人の兼任を特例として認めます。

なお、この場合、当該現場代理人が工事請負約款第10条第5項により、兼任する各工事の主任技術者等を兼任することができます。ただし、専任を要する監理技術者との兼任は、P. 7「3 工事現場ごとに専任すべき技術者」の（2）その他特別な場合③の条件を満たす場合に限ります。

※市が起因して、他事業者が発注する工事又は市が権利を有する施設等の関係事業者が発注する工事は、市が発注する工事と見なします。（例 PFI事業、公共交通機関関連工事など）

①兼任のための要件

ア 発注済の工事に続き、同一場所で特命随意契約により契約され、各々関連があると認められる工事それぞれに現場代理人として従事する場合。

イ 常時、連絡を取れる体制にあり、かつ、適切な運営及び取締りが行われ、契約の履行に支障がないと認められる場合。

ウ 兼任させようとする現場代理人が、市、国及び他地方公共団体を除く発注機関が発注する工事の現場代理人でないこと。

エ 兼任させようとする現場代理人が、市、国及び他地方公共団体が発注する工事で、他の工事現場の現場代理人でないこと。

（例 東京都発注の道路工事と同じ現場で、立川市発注の下水道工事がある場合は、兼任が認められます。）

②兼任の承諾申請

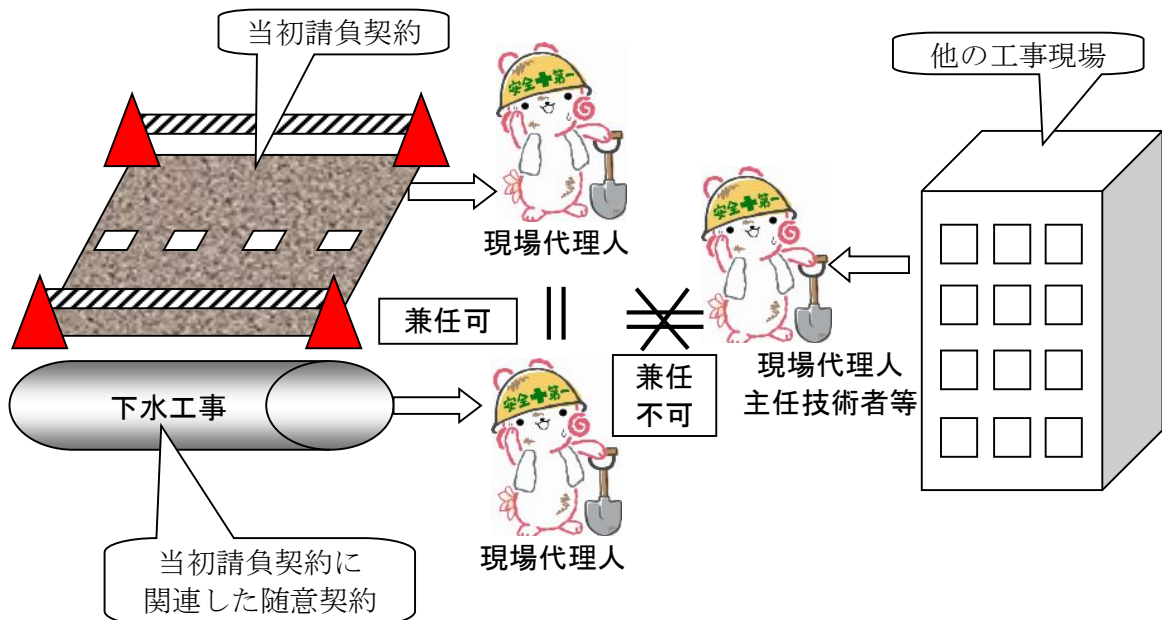
現場代理人を兼任するときは、あらかじめ財務部契約課と協議を行い、配置技術者等の兼任承諾申請書（第3号様式）を2部、契約締結前に財務部契約課へ提出してください。

③不備等の措置

兼任することにより、事故の発生等現場体制及び契約の履行に不備が生じたときは、工事請負約款第11条第1項の規定により措置請求を行うことがあります。受注者が必要な措置をとらない場合は、兼任を認めないこととします。この場合は、新たに現場代理人の配置をしてください。

なお、虚偽等が明らかになった場合などは、工事成績評定へ反映を行い、入札参加停止措置や契約解除等措置を講じることがありますのでご注意ください。

<現場代理人の兼任の特例の例>



工事請負約款第11条第1項

発注者は、現場代理人がその職務（工事請負約款第10条第5項の規定により主任技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあってはそれらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認めるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

常駐とは・・・

当該工事のみを担当しているだけでなく、さらに作業期間中、特別の理由がある場合を除き常に工事現場に滞在していることを意味するものであり、発注者又は監督員との連絡に支障をきたさないことを目的としたものです。

(4) 現場代理人が現場を離れる場合

現場代理人が、施工打合せなどの短時間を除き、工場検査などで現場を離れる場合は、適正な施工を確保した上で、同等以上の現場代理人の代理をたて、常時連絡が可能な体制をとれることなどの措置を講じ、工事担当課と事前に協議を行い、承諾を受ける必要があります。

(5) 現場代理人の兼任の緩和

＜立川市建設工事等における現場代理人の兼任等に関する取扱試行基準＞

現場代理人の兼任については、P. 2の「現場代理人の兼任」の要件を満たす場合に認めているところですが、当面の間、①に掲げるアからカの要件すべてを満たす場合においても、合計2件までの工事の兼任を試行で認めることとします。

なお、この場合、当該現場代理人が工事請負約款第10条第5項により、兼任する各工事の主任技術者等を兼任することができます。

① 兼任のための要件

ア いずれの工事においても立川市発注で、立川市内の施工であること。

イ 兼任する工事の当初契約金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。以下同じ。）の合計額が4,000万円未満であること。ただし、兼任する建設工事等の両方が、橋梁、ポンプ、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、その一方または両方が立川市建設工事における技術者等配置基準に現場代理人の常駐を要しないものと規定している工場製作のみが行われている期間にある場合は、1件当たりの当初契約金額が4,000万円未満であること。

ウ 受注者は、現場代理人が不在となる工事現場との連絡体制を確保するために、あらかじめ連絡員*を選定し、現場代理人が不在となる工事現場に配置すること。

※連絡員は、受注者又は一次下請負業者と雇用関係のある者の中から選定できませんが、ガードマンや二次以降の下請負業者から選定することはできません。

エ 市と常に携帯電話等で連絡が取れ、市が求めた場合には、速やかに工事現場へ向かう等必要な対応をとること。

オ 現場代理人により工事現場における適切な運営及び取締りが行われ、契約の履行に支障がないと認められること。ただし、現場代理人は、いずれかの現場には駐在し、1日1回以上はいずれの工事現場に駐在し、現場管理にあたること（常駐を要しない期間を除く）。

カ 仕様書等に現場代理人の兼任を認める旨の記載があること。

② 兼任の承諾申請

現場代理人を兼任するときは、一般競争入札にあつては、事後審査時（開札後の落札予定者に対する資格審査）に、現場代理人の兼任承諾申請書（立川市建設工事等における現場代理人の兼任等に関する取扱試行基準第2号様式）をFAXにて財務部契約課へ提出してください。市の承諾後、現場代理人の兼任承諾申請書（同上様式）を2部、書面にて財務部契約課へ提出してください。

特命随意契約にあつては、あらかじめ財務部契約課と協議を行い、現場代理人の兼任承諾申請書（同上様式）を2部、契約締結前に書面にて財務部契約課へ提出してください。

連絡員については、作業開始前に連絡員選定届出書（立川市建設工事等における現場代理人の兼任等に関する取扱試行基準第1号様式）を2部（工事担当課が複数の場合は3部）、財務部契約課へ提出してください。

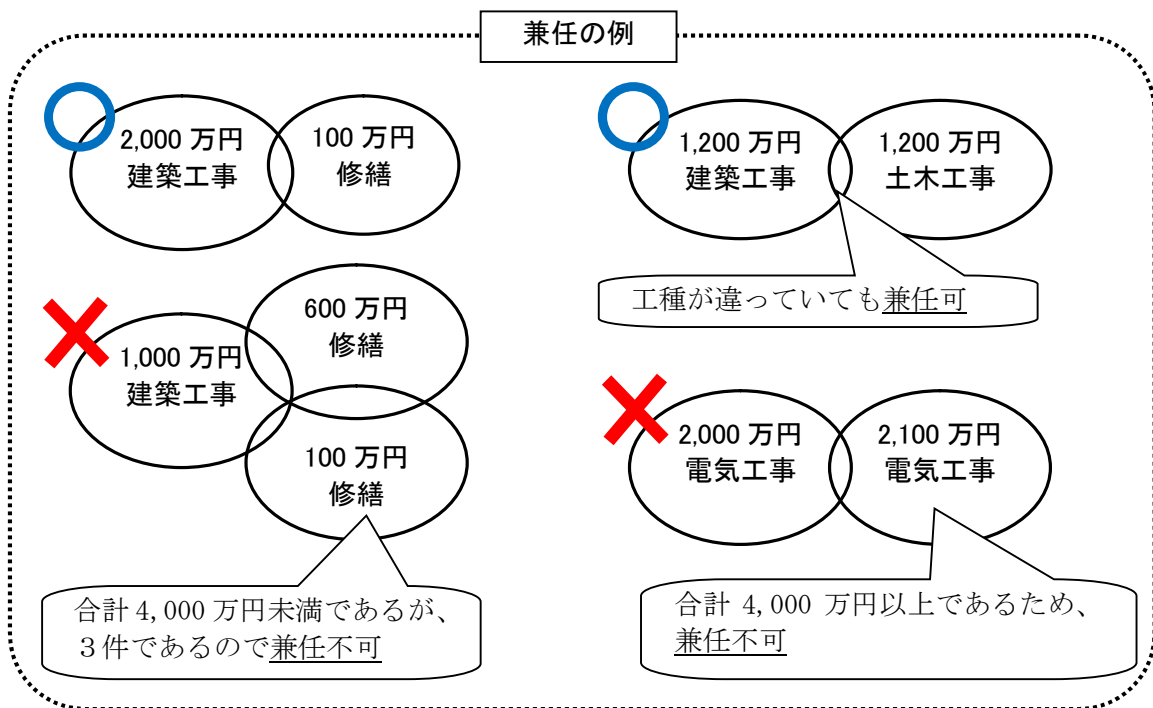
③不備等の措置

兼任することにより、事故の発生等現場体制及び契約の履行に不備が生じたときは、工事請負約款第11条第1項の規定に基づき措置請求を行うことがあります。受注者が必要な措置をとらない場合は、兼任を認めないこととします。この場合は、新たに現場代理人の配置をしてください。

なお、虚偽等が明らかになった場合などは、工事成績評定へ反映を行い、入札参加停止措置や契約解除等措置を講じることがありますのでご注意ください。

④仕様書等で現場代理人の兼任を認めない場合の例

- 居ながら施工などで仮設として堅固な仮囲いなど、特に作業場所を確保する必要がある場合
- 法令等により、作業現場に作業主任者を選任する必要がある場合
- 夜間作業の必要がある場合
- 施設管理者と綿密な工程調整が必要である場合
- 別契約の工事等と作業場所が重なるなどで綿密な工程調整が必要である場合
- 施設利用者や近隣住民に対し特段の配慮が必要な場合
- その他、特別な理由があり、工事担当課が兼任を認めない場合



I-2 工事現場に配置すべき技術者

<立川市建設工事における技術者等配置基準第4条関係>

建設工事の適正な施工のため、工事現場に一定の資格を有する技術者を置かなければなりません。

(1) 主任技術者等の通知

受注者は、主任技術者等を選任し、現場代理人及び主任技術者等通知書（第1号様

式)に経歴書(第5号様式)を添付して、各2部、財務部契約課へ提出してください。なお、主任技術者等と現場代理人が同一の場合は、経歴書を兼ねてください。

また、受注者は、専門技術者を定めた場合、専門技術者(変更)通知書(第4号様式)に経歴書(第5号様式)を添付して、各2部、財務部契約課へ提出してください。

(2) 主任技術者(建設業法第26条第1項)

建設業法において、建設業の許可を受けた者が建設工事を施工する場合は、元請、下請、契約金額にかかわらず工事現場における施工の技術上の管理をつかさどる者として、建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する主任技術者を配置しなければなりません。資格要件については、資料2から6(P.19~25)を参照してください。

ただし、特定専門工事の元請の主任技術者が、下請の行うべき職務を行うこととした場合、当該下請は主任技術者の配置を要しません。特定専門工事とは、下請契約の請負代金が4,000万円未満の鉄筋工事と型枠工事で、発注者の書面による承諾、元請・下請間の書面による合意、再下請の禁止、特定専門工事と同一の種類の建設工事に関し1年以上の指導監督的経験を有する主任技術者の専任配置などの要件を満たす必要があります。【専門工事一括管理施工制度(建設業法26条の3第1項)】

主任技術者は、建設工事の施工にあたり、その施工計画を作成し、具体的な工事の工程管理や工事目的物、工事仮設物、工所用資機材等の品質管理を行うとともに、工事の施工に伴う公衆災害、労働災害の発生の防止のための安全管理、労務管理等を行います。

(3) 監理技術者(建設業法第26条第2項、建設業法施行令第2条)

発注者から直接受注した建設工事を施工するために締結した下請負契約の契約代金の額の合計(以下「下請総額」という。)が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)以上となる場合には、特定建設業の許可が必要になるとともに、主任技術者に代えて所定の資格を有する監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐(以下「監理技術者等」という。)を配置しなければなりません。資格要件については、資料2から6(P.19~25)を参照してください。

監理技術者等は、主任技術者の職務に加え、下請負業者の指導・監督、複雑化する工程管理など総合的な役割を果たすことが求められます。

(4) 主任技術者から監理技術者等への変更

当初は、主任技術者を配置した工事で、工事の内容の変更等により、工事途中で下請総額が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)以上となる場合には、主任技術者に代えて所定の資格を有する監理技術者等を配置しなければなりません。資格要件については、資料2から6(P.19~25)を参照してください。

工事受注段階において、下請負契約の予定総額が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)以上となるか流動的な場合は、工事途中で技術者の変更が生じないよう、監理技術者等の資格を有する者を当初から配置してください。

(5) 専門技術者(建設業法第26条の2)

土木一式工事又は建築一式工事を施工する場合において、これらの一式工事の内容である他の建設工事を自ら施工しようとするときは、当該工事に関し主任技術者の資格を有する者(専門技術者)を工事現場に置かなければなりません。

配置できない場合は、それぞれの専門工事に係る建設業の許可を受けた建設業者に当該工事を施工させなければなりません。

なお、この専門技術者は、一式工事の主任技術者等とは必ず別に置かなければならないということではなく、要件が備わっていれば、一式工事の主任技術者等がこれを

兼ねることができます。

また、建設業者は、許可を受けた建設業に係る建設工事に附帯する他の専門工事を施工することができることになっていますが、その場合においても、当該工事に関する専門技術者を置かなければなりません。

他の専門工事が政令で定める軽微な工事（請負代金相当額の総額が500万円未満）に該当する場合は、除きます。

I-3 工事現場ごとに専任すべき技術者（建設業法第26条第3項）

＜立川市建設工事における技術者等配置基準第4条関係＞

公共性のある工作物に関する契約金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上の工事に配置される主任技術者等は、元請、下請の区別なく工事現場ごとに専任の者でなければならず、以下の場合を除き、他の工事現場との兼任はできません。区分については、資料1（P.18）も参照してください。

（1）特例監理技術者を複数の工事現場で兼務させる場合

以下の要件を満たす必要があります。

- ア 当該工事現場ごとに監理技術者補佐を専任で配置すること。
- イ 同一の特例監理技術者が兼務できる工事現場の数は2。
- ウ いずれの工事も市の指定した地域内であること。
- エ 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行できること。
- オ 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- カ 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

（2）その他特別な場合

①監理技術者制度運用マニュアルで専任を要しない期間とされている期間に、常駐又は専任を要しない他の工事現場へ配置する場合。

②同一あるいは別々の発注者が、密接な関連のある二以上の工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができます。ただし、この規定は、専任の監理技術者等（特例監理技術者を除く）については適用されません。

なお、上記については、「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて（改正）」（平成26年2月3日付国土建第272号）の通知を受け、当面の間、次のように取扱います。

- ・密接な関連のある工事とは、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事とし、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請負業者で施工する場合等で相互に工程調整を要する工事も含まれます。
- ・近接した場所とは、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所とします。

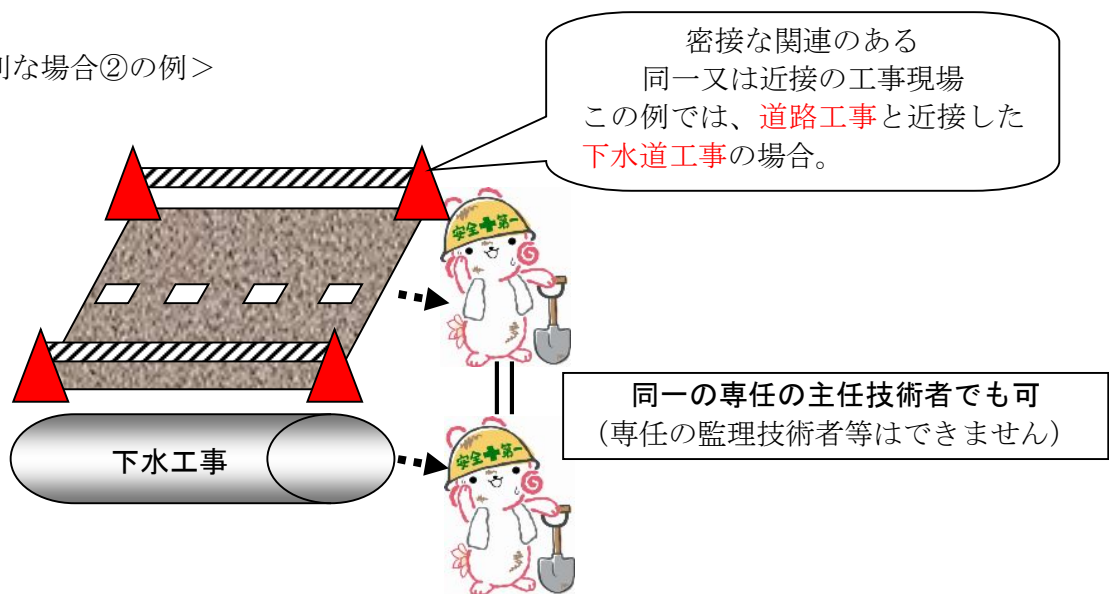
③同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物であるもの（すべての発注者から同一工事として取り扱うことについて書面による承諾を得た場合に限る。）については、同一の主任技術者等が当該複数工事全体を管理することができます。

④P. 9「4 技術者等の配置期間」で専任を要しない期間とされている期間に、常駐又は専任を要しない他の工事現場へ配置する場合。

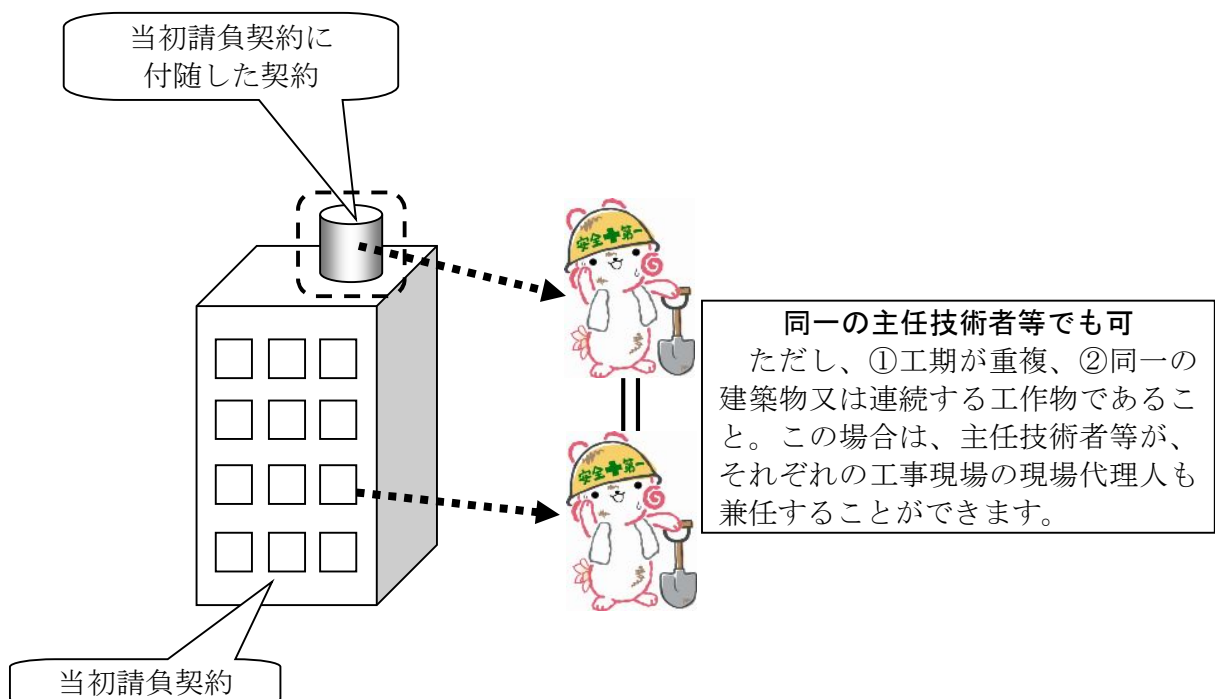
上記②及び③の場合において、主任技術者等を兼任するときは、一般競争入札にあっては、事後審査時（開札後の落札予定者に対する資格審査）に、配置技術者等の兼任承諾申請書（第3号様式）をFAXにて財務部契約課へ提出してください。市の承諾後、配置技術者等の兼任承諾申請書（第3号様式）を2部、書面にて財務部契約課へ提出してください。

特命随意契約にあっては、あらかじめ財務部契約課と協議を行い、配置技術者等の兼任承諾申請書（第3号様式）を2部、契約締結前に書面にて財務部契約課へ提出してください。

<特別な場合②の例>



<特別な場合③の例>



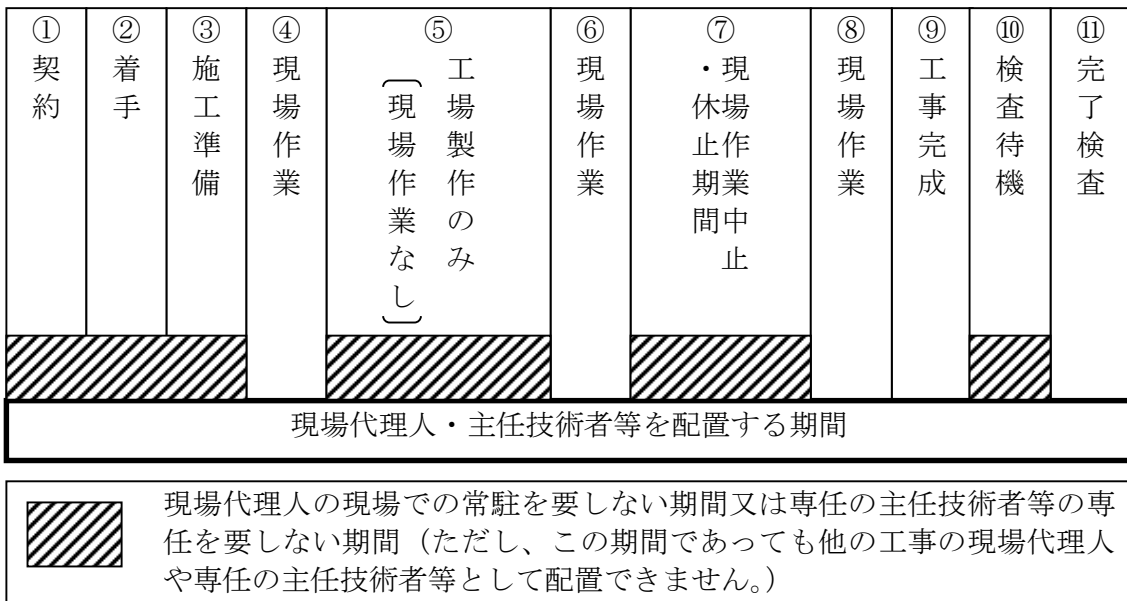
専任とは・・・

専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していることといいます。必ずしも当該工事現場への常駐を必要とするものではなく、技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他の合理的な理由で短期間工事現場を離れることについては、適切な施工ができる体制を確保するとともに、その体制について、元請の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の場合は発注者、下請の主任技術者の場合は元請又は下請の了解を得ていることを前提として、差し支えありません。

I-4 技術者等の配置期間

<立川市建設工事における技術者等配置基準第2、4条関係>

現場代理人及び主任技術者等の配置期間は、契約日から完了検査日までとし、完了検査日の翌日から配置を解くこととします。ただし、完了検査に合格しない場合は、工事請負約款第30条第7項による再検査日までとします。



- ③ 施工準備期間：現場作業を伴わない、施工計画、材料手配などの期間
- ④⑥⑧ 現場作業期間：現場調査、測量、資材搬入、仮設工事を含め現場作業を伴う期間
- ⑤ 工場製作期間：現場作業を伴わない、工場製作のみが行われている期間
- ⑦ 現場作業休止期間：工事請負約款第19条による工事中止期間又は工事現場にて作業が行われていない期間

I-5 技術者等の資格要件等の確認方法

＜立川市建設工事における技術者等配置基準第9条関係＞

(1) 落札予定者決定後の事後審査

一般競争入札の場合、開札後、落札予定者は、配置予定の技術者等について、経歴書（第5号様式）、必要な資格者証の写し及び雇用が確認できる書類を財務部契約課へ2日以内に提出してください。

財務部契約課では、配置予定の技術者等の資格要件等を審査及びその他の要件を満たしていることを確認し、落札者として決定します。

なお、事後審査を受けた技術者等については、原則として変更ができませんので、配置可能な技術者等としてください。

また、特命随意契約又は指名競争入札の場合は、別途、財務部契約課から連絡します。

(2) 経歴書の確認

①現場代理人については、氏名、生年月日及び入社年月を確認します。

②主任技術者等については、氏名、生年月日及び入社年月に加え、必要な学歴、職歴及び資格を確認します。

(3) 雇用の確認方法

①直接的かつ恒常的な雇用の考え方

建設工事の適正な施工を確保するため、工事現場に配置する現場代理人及び主任技術者等については、受注者との直接的かつ恒常的な雇用関係が必要とされており、次のような者の配置は、認められません。

- ・直接的な雇用関係を有していない場合（在籍出向者や派遣等）
- ・恒常的な雇用関係を有していない場合（工事期間のみの短期雇用）

なお、「恒常的な雇用関係」として、入札の基準となる日以前に3か月以上の雇用関係があることが必要です。

ここで、「入札の基準となる日」とは、次の日をいいます。

一般競争入札 ⇒ 告示日

指名競争入札 ⇒ 入札の執行日

随意契約 ⇒ 見積書の提出日

直接的な雇用関係とは・・・

技術者等とその所属業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成等）が存在することをいいます。したがって、在籍出向者や派遣職員については、直接的な雇用関係にあるとはいえません。

恒常的な雇用関係とは・・・

一定の期間にわたり当該所属業者に勤務し、日々一定時間以上職務に従事することが担保されていることに加え、主任技術者等と所属建設業者が双方の持つ技術力を熟知し、受注者が責任を持って技術者を工事現場に設置できるとともに、受注者が組織として有する技術力を技術者が十分かつ円滑に活用して工事の管理等の業務を行うことができることが必要です。

②雇用確認の書類

現場代理人及び主任技術者等が直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを確認できる次のいずれかの写しを提出してください。

ウ 監理技術者資格者証の例

エ 雇用保険被保険者資格取得確認等通知書の例

I-6 技術者等の変更

＜立川市建設工事における技術者等配置基準第2、6条関係＞

(1) 現場代理人の変更

施工途中に現場の運営や取締の責任者である現場代理人を変更することは、適正な施工の確保の観点から好ましくありません。ただし、契約の履行に支障がないと認められる場合は、工期途中での変更を認めます。

変更にあたっては、あらかじめ財務部契約課と協議を行い、承諾を受けてください。承諾後、速やかに現場代理人及び主任技術者等変更通知書（第2号様式）を2部、財務部契約課へ提出してください。

(2) 主任技術者等の変更

監理技術者制度運用マニュアルの趣旨に基づき、主任技術者等の変更は、原則として認めません。

(3) 受注者からの協議により、例外的に主任技術者等の変更を認める基準

次のアからコのいずれかに該当し、かつ、変更が認められる場合の共通条件（P.13）を満たす必要があります。変更する場合は、あらかじめ財務部契約課と協議を行い、承諾を受けてください。承諾後、速やかに現場代理人及び主任技術者等変更通知書（第2号様式）を2部、財務部契約課へ提出してください。

区 分		備 考
真にやむを得ない場合	ア 死亡	受注者から「該当技術者本人が死亡した」旨の通知があった場合。死亡診断書等の確認書類の提出は求めません。
	イ 傷病	受注者から「該当技術者本人が傷病のため、主任技術者等として現場に専任して職務を遂行できない」旨の通知があった場合。医師の診断書等、事実が確認できる書類の提出を求めます。
	ウ 妊娠・出産	受注者から「該当技術者本人が妊娠・出産のため、主任技術者等として現場に専任して職務を遂行できない」旨の通知があった場合。妊娠届出書や母子手帳の保護者氏名及び出産予定日が分かる箇所等、事実が確認できる書類の写しの提出を求めます。
	エ 育児・介護	受注者から、「該当技術者本人が育児・介護のため、主任技術者等として現場に専任して職務を遂行できない」旨の通知があった場合。事実が確認できる書類の提出を求めます。
	オ 退職	受注者から「該当技術者本人が退職した」旨の通知があった場合。事実が確認できる書類の提出を求めます。
	カ 転勤	受注者から「該当技術者本人が転勤した」旨の通知があった場合。該当者の申立て等、受注者の都合によらない理由が確認できる書類の写しの提出を求めます。
キ 大幅な工期延長	<p>受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の変更が発生し、大幅に工期が延長された場合。例えば、用地や占有物件の調整（発注者の責）、地質条件や工法変更（現場条件）等によって一時中止をかけたことによる工期の延長があります。</p> <p>大幅な工期延長とは、延長期間が当初工期の10分の5（工期の10分の5が6ヶ月を超えるときは6ヶ月）を超える場合を目安にします。</p>	
ク 長期間工事	工期が2年以上の長期にわたる工事で、1年以上の連続した期間において主任技術者等として従事した場合。	
ケ 工事現場の移行	橋梁、ポンプ、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する場合。	
コ 契約変更	他工事と兼任で配置したが、当該工事が、増額により専任を要する工事となった場合。	

変更が認められる場合の共通条件

- ① 交代の時期が工程上一定の区切りと認められること。
- ② 交代前後における技術者等の技術力が同等（公募条件に適合している等）以上に確保されること。
- ③ 一定期間の重複配置による工事の継続性、品質が確保されること。

重複配置期間の基準

ア トンネル等長期工事で、かつ残工期が全体工期の1/2以上	: 1か月
イ ア以外で工事の残工期が6か月以上	: 1週間
ウ ア、イ以外	: 1日

Ⅱ 工事系リース契約に関する技術者等

Ⅱ-1 工事系リース契約とは

本マニュアルでは、あらかじめ期間を定めて物件を賃貸借する契約を市が発注するもののうち、仮設校舎などの工作物、仮設空調機や仮設受変電設備などを対象とします。建設業法における建設工事を伴う契約が該当します。

Ⅱ-2 配置すべき技術者等

工事系リース契約においても、建設工事に伴う部分は、本マニュアルでの工事と同様に技術者等を配置しなければなりません。

(1) 現場代理人（建設業法第19条の2第1項）

＜立川市建設工事における技術者等配置基準第2条関係＞

現場代理人の取り扱いは、工事と同様とします。ただし、約款に基づく設置に伴う現場代理人及び主任技術者等通知書における現場代理人を撤去時に変更することは、差し支えありません。この場合、変更に関する協議は不要です。

なお、設置及び撤去それぞれで施工準備から完了検査の期間中に現場代理人を変更することは、工事と同様、適正な施工の確保の観点から好ましくありません。ただし、契約の履行に支障がないと認められる場合は、期間途中での変更を認めます。変更にあたっては、工事と同様の取り扱いとします。

(2) 主任技術者等（建設業法第26条）

＜立川市建設工事における技術者等配置基準第4条関係＞

主任技術者等の取り扱いは、工事と同様とします。ただし、約款に基づく設置に伴う現場代理人及び主任技術者等通知書における主任技術者等を撤去時に変更することは、差し支えありません。この場合、変更に関する協議は不要です。

なお、設置及び撤去それぞれで施工準備から完了検査の期間中に主任技術者等を変更することは、工事と同様、原則として認めません。

(3) 技術者等の変更の特例


契約日から施工準備（設置）までに相当期間※がある場合は、契約締結時に通知のあった現場代理人・主任技術者等の変更を認めます。変更にあたっては、あらかじめ財務部契約課と協議を行い、承諾を受けてください。承諾後、速やかに現場代理人及び主任技術者等変更通知書（第2号様式）を2部、財務部契約課へ提出してください。

※相当期間とは、契約条件等により契約日から施工準備（設置）までに事務手続き等で概ね3か月を超える期間が必要と認められる場合とし、受注者の都合で施工準備（設置）開始が遅れた場合を除きます。

Ⅱ-3 技術者等の配置期間

現場代理人及び主任技術者等の配置期間は、①契約日から④完了検査（設置）日まで、及び、⑥施工準備（撤去）から⑧完了検査（撤去）日までとし、完了検査（撤去）日の翌日から配置を解くこととします。ただし、完了（設置・撤去）検査に合格しない場合は、約款により、それぞれの再検査日までとします。

① 契約	② 施工準備 (設置)	③ 現場作業 (設置)	④ 完了検査 (設置)	⑤ 使用期間	⑥ 施工準備 (撤去)	⑦ 現場作業 (撤去)	⑧ 完了検査 (撤去)
現場代理人・主任技術者等 を配置する期間		現場代理人・主任技術者等 の配置を要しない 期間			現場代理人・主任技術者等 を配置する期間		

 現場代理人の現場での常駐を要しない期間又は専任の主任技術者等の専任を要しない期間（ただし、この期間であっても他の工事の現場代理人や専任の主任技術者等として配置できません。）

Ⅲ 建設業法で必要とする技術者等

Ⅲ-1 経營業務の管理責任者（建設業法第7条第1号、第15条第1号）

＜立川市建設工事における技術者等配置基準第7条関係＞

建設業の許可要件の一つで、許可を受けようとする建設業ごとに、一定の要件を満たす者を経營業務の管理責任者として置かなければなりません。

（1）経營業務の管理責任者の要件

個人事業主又は法人の役員（監査役や合資会社の有限責任社員は含みません。）が、次のいずれかの要件を満たすことが必要です。

ア 許可を受けようとする業種の建設工事を行っている会社の常勤の役員経験又は個人事業主としての経験が5年以上ある。

イ 許可を受けようとする業種以外の建設工事を行っている会社の常勤の役員経験又は個人事業主としての経験が7年以上ある。

ウ 許可を受けようとする業種に関し経營業務の管理責任者に準ずる地位にあって、次のいずれかの経験を有する。

- ・ 経營業務の執行に関して、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受け、かつ、その権限に基づき、執行役員等として5年以上建設業の経營業務を総合的に管理した経験
- ・ 7年以上経營業務を補佐した経験

（2）経營業務の管理責任者の兼任

建設業に係る資金の調達、資材の購入、技術者・労働者の配置、下請負人の選定・下請負契約の締結等、経營業務管理責任者の業務に支障のない場合に限り、工事現場に専任を要しない工事の主任技術者等を兼ねることができます。また、その場合において、当該工事で現場代理人を兼ねることができます。

Ⅲ-2 営業所の専任技術者（建設業法第7条第2号、第15条第2号）

＜立川市建設工事における技術者等配置基準第8条関係＞

建設業の許可要件の一つで、許可を受けようとする建設業ごとに、一定の要件を満たす者を営業所の専任技術者として置かなければなりません。

（1）営業所の専任技術者となるための要件

次のとおり、一定の要件を満たす技術者を営業所ごとに専任で置かなければなりません。

建設業の種別	必要な資格
一般建設業の営業所の専任技術者	国家資格者、実務経験者（年数規定有）
特定建設業（指定建設業）の営業所の専任技術者	一級国家資格者、大臣特別認定者
特定建設業（指定業種以外）の営業所の専任技術者	一級国家資格者、指導監督的実務経験者（年数規定有）

(2) 営業所の専任技術者の専任義務

営業所の専任技術者は、建設工事に関する請負契約の適正な締結やその履行を確保するため置かれるもので、営業所に常勤（テレワーク*を行う場合を含む。）して専らその職務に従事することが求められており、現場代理人又は工事現場に専任を要する主任技術者等を兼ねることができません。

※テレワークとは、営業所勤務を要する場所以外の場所で、ICTの活用により、営業所等で職務に従事している場合と同等の職務を遂行でき、かつ、所定の時間中において常時連絡を取ることが可能な環境下においてその職務に従事することをいう。

(3) 営業所の専任技術者の兼任の特例

営業所の専任技術者は、次の条件を満たす場合に限り、工事現場に専任を要しない工事の主任技術者等を兼ねることができます（平成15年4月21日付、国総建第18号 営業所における専任の技術者の取扱いについて）。また、その場合において、当該工事現場で現場代理人を兼ねることができます。

ア 当該営業所で契約締結した建設工事であること。

イ 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接（工事現場と営業所がともに立川市域内にある場合、全て近接した工事とみなします）し、当該営業所との間で常時連絡を取りうる体制にあること。

ウ 所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

(4) その他の兼任

2以上の建設業についての資格要件を満たす場合、同一営業所であれば2以上の業種の営業所専任技術者を兼ねることができます。

営業所の専任技術者が建設業の許可基準の1つである経營業務の管理責任者の要件を満たしていれば、これを兼ねることもできます。

IV 資料編

* 資料2～資料6は令和5年7月1日付のものです。最新の情報は国土交通省のHP等で確認してください。

資料1 技術者等の兼任早見表

		専任を要しない工事		専任を要する工事		
		現場代理人	主任技術者	現場代理人	主任技術者等	
当該工事	現場代理人		○		○	
	主任技術者等	○		○		
他の工事	専任を要しない工事	現場代理人	△ ※1	△ ※1	×	×
		主任技術者	△ ※1	○	×	△ ※2
	専任を要する工事	現場代理人	×	×	×	×
		主任技術者等	×	△ ※2	×	△ ※2
経營業務の管理責任者		△ ※3	△ ※3	×	×	
営業所の専任技術者		△ ※4	△ ※4	×	×	

凡例 ○：兼任可
△：条件付きで兼任可
×：兼任不可

- ※1 現場代理人が、他の工事の現場代理人や主任技術者等を兼任できる条件は、P. 2～4を参照してください。
- ※2 主任技術者等が、他の工事の主任技術者等を兼任できる条件は、P. 7を参照してください。
- ※3 経營業務の管理責任者が、現場代理人や主任技術者等を兼任できる条件は、P. 16を参照してください。
- ※4 営業所の専任技術者が、現場代理人や主任技術者等を兼任できる条件は、P. 17を参照してください。

資料2 建設業法における技術者制度

許可を受けている業種		指定建設業(7業種) (土木、建築、管、鋼構造物、ほ装、電気、造園)			指定建設業以外 (左以外の22業種)		
許可の種類		特定建設業		一般建設業	特定建設業		一般建設業
営業所に必要な技術者の資格要件		<ul style="list-style-type: none"> 一級国家資格者 大臣特別認定者 		<ul style="list-style-type: none"> 国家資格者 実務経験者 	<ul style="list-style-type: none"> 一級国家資格者 指導監督的な実務経験者 		<ul style="list-style-type: none"> 国家資格者 実務経験者
工事現場の技術者制度	元請工事における下請総額	4,500万円以上※1	4,500万円未満※1	4,500万円以上は契約できない※1	4,500万円以上※1	4,500万円未満※1	4,500万円以上は契約できない※1
	工事現場に置くべき技術者	監理技術者等※2	主任技術者		監理技術者等※2	主任技術者	
	技術者の現場専任	公共性のある工作物に関する建設工事であって、契約金額が4,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)以上となる工事					
	監理技術者資格者証及び講習修了の必要性	国、公共団体等発注の場合には必要※3	必要なし		国、公共団体等発注の場合には必要※3	必要なし	

※1 建築一式工事の場合は7,000万円以上

発注者から直接工事を請負い、かつ、4,500万円以上(建築一式工事の場合は7,000万円以上)を下請負契約する場合、特定建設業許可が必要です。したがって、下請負業者には特定建設業許可を求めません。

※2 特例監理技術者を配置する場合は監理技術者補佐を配置しなければなりません。

※3 監理技術者補佐は除きます。

資料3 主任技術者等の要件

主任技術者	建設業法 第7条2号		イ 下記の実務経験を有する者※1 ①高等学校の指定学科卒業後 5年以上 ②高等専門学校指定学科卒業後 3年以上 ③大学の指定学科卒業後 3年以上
			ロ 上記①～③以外の学歴の場合 10年以上
			ハ 国家資格者又は大臣特認
監理技術者・ 特例監理技術者	建設業法 第15条2号	指定建設業	イ 一級国家資格者
			ハ イと同等以上の能力を有すると認められる者 (国土交通大臣特別認定者)
	指定建設業 以外	イ 一級国家資格者	
		ロ 主任技術者の要件のいずれかに該当する者のうち、発注者から直接請負い、その契約代金の額が4,500万円以上である工事に関して2年以上指導監督的な実務経験を有する者	
ハ イ、ロと同等以上の能力を有すると認められる者 (国土交通大臣特別認定者)			
監理技術者 補佐	建設業法 第26条第3項ただし書		<ul style="list-style-type: none"> ・監理技術者の資格を有する者 ・主任技術者の資格を有する者（建設業法第七条第二号イ、ロ又はハに該当する者）のうち一級の技術検定の第一次検定に合格した者

※1 学校教育法における短期大学は大学に含まれます。専門学校はいずれにも該当しません。

※2 経験年数の算出については、提出された経歴書の内、実務経験と認められる期間を月数換算によって求めます。

(例) ○○工事 主任技術者 平成×1年4月から平成×2年1月まで
→従事期間を「10月分」と計算します。

※実務経験の確認で、監理技術者資格を実務経験で取得した場合は、監理技術者資格者証の確認をもって当該実務経験の要件を満たしていると認めます。

※国家資格の確認で、監理技術者資格を国家資格で取得した場合は、監理技術者資格者証の確認をもって当該国家資格の要件を満たしていると認めます。

資料4 技術者の資格（指定学科）（建設業法施行規則第1条）

建設業の種類	指定学科
土木工事業 舗装工事業	土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下同じ。）都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
建築工事業 大工工事業 ガラス工事業 内装仕上工事業	建築学又は都市工学に関する学科
左官工事業 とび・土工事業 石工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ ブロック工事業 塗装工事業 解体工事業	土木工学又は建築学に関する学科
電気工事業 電気通信工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
管工事業 水道施設工事業 清掃施設工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
鋼構造物工事業 鉄筋工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
しゅんせつ工事業	土木工学又は機械工学に関する学科
板金工事業	建築学又は機械工学に関する学科
防水工事業	土木工学又は建築学に関する学科
機械器具設置工事業 消防施設工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科
熱絶縁工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
造園工事業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科
さく井工事業	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科
建具工事業	建築学又は機械工学に関する学科

資料5 主任技術者等となりうる複数業種に係る実務経験

(建設業法施行規則第7条の3)

建設業の種類	実務経験
大工工事業	1 建築工事業及び大工工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、大工工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者 2 大工工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、大工工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
とび・土工工事業	1 土木工事業及びとび・土工工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、とび・土工工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者 2 とび・土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、とび・土工工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
屋根工事業	建築工事業及び屋根工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、屋根工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
しゅんせつ工事業	土木工事業及びしゅんせつ工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、しゅんせつ工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
ガラス工事業	建築工事業及びガラス工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、ガラス工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
防水工事業	建築工事業及び防水工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、防水工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
内装仕上工事業	1 建築工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、内装仕上工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者 2 大工工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、内装仕上工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
熱絶縁工事業	建築工事業及び熱絶縁工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、熱絶縁工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
水道施設工事業	土木工事業及び水道施設工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、水道施設工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
解体工事業	1 土木工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者の解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者 2 建築工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者 2 とび・土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者

資料6 主任技術者等となりうる国家資格等一覧

■：特定建設業の営業所専任技術者(又は監理技術者)となり得る国家資格

■：一般建設業の営業所専任技術者(又は主任技術者)となり得る国家資格

枠内の数字：資格取得後、必要な当該業種の実務経験年数

(※)特定建設業の営業所専任技術者(又は監理技術者)となり得る国家資格を有するものは、一般建設業の営業所専任技術者(又は主任技術者)となり得る

指定建設業

資格区分	建設業の種類																													
	土木	建築	大工	左官	とび・土・コンクリート	石	屋根	電気	管	タイル・レンガ	鋼構造物	鉄筋	舗装	しゅんせつ	板金	ガラス	塗装	防水	内装仕上	機械器具設置	熱絶縁	電気通信	造園	さく井	建具	水道施設	消防施設	清掃施設	解体	
建設業法(技術検定)	1級建設機械施工管理技士																													
	1級建設機械施工管理技士補																													
	2級建設機械施工管理技士																													
	2級建設機械施工管理技士補																													
	1級土木施工管理技士				3		3				3	3						3				3			3				3	注1
	1級土木施工管理技士補				3	3	3	3			3	3		3			3	3				3			3	3		3	3	
	2級土木施工管理技士	種別	土木			5		5			5	5						5	5			5			5			5	5	
			鋼構造物塗装			5	5	5	5			5	5		5			5	5			5			5	5		5	5	
			薬液注入			5	5	5	5			5	5		5			5	5			5			5	5		5	5	
	2級土木施工管理技士補				5	5	5	5			5	5		5			5	5			5			5	5		5	5		
	1級建築施工管理技士																					3					3	3	3	注1
	1級建築施工管理技士補				3	3	3	3	3			3	3		3	3	3	3	3	3	3					3	3	3	3	
	2級建築施工管理技士	種別	建築			5	5	5	5	5		5	5		5	5	5	5	5	5	5					5	5	5	5	注1
			躯体			5	5	5	5	5								5	5	5	5	5	5			5	5	5	5	注1
			仕上げ				5							5									5				5	5	5	5
	2級建築施工管理技士補				5	5	5	5	5		5	5		5	5	5	5	5	5	5					5	5	5	5	5	
	1級電気工事施工管理技士																					3							3	
	1級電気工事施工管理技士補																					3							3	
	2級電気工事施工管理技士																					5							5	
	2級電気工事施工管理技士補																					5							5	
	1級管工事施工管理技士																					3	3			3	3	3	3	3
	1級管工事施工管理技士補																					3	3			3	3	3	3	3
	2級管工事施工管理技士																					5	5			5	5	5	5	5
	2級管工事施工管理技士補																					5	5			5	5	5	5	5
	1級電気通信工事施工管理技士																													
	1級電気通信工事施工管理技士補																													
	2級電気通信工事施工管理技士																													
	2級電気通信工事施工管理技士補																													
1級造園施工管理技士				3	3	3	3				3	3		3			3	3				3			3		3	3	3	
1級造園施工管理技士補				3	3	3	3				3	3		3			3	3				3			3		3	3	3	
2級造園施工管理技士				5	5	5	5				5	5		5			5	5				5			5		5	5	5	
2級造園施工管理技士補				5	5	5	5				5	5		5			5	5				5			5		5	5	5	
建築士法(建築士試験)	1級建築士																													
	2級建築士																													
	木造建築士																													
	建築設備士(注2)										1	1																		
技術士法(技術士試験)	建設(「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理(建設)(「鋼構造及びコンクリート」))																												注1	
	建設(「鋼構造及びコンクリート」を除く・総合技術監理(建設)(「鋼構造及びコンクリート」を除く))																												注1	
	農業「農業農村工学」・総合技術監理(農業「農業農村工学」)																													
	電気電子・総合技術監理(電気電子)																													
	機械「熱・動力エネルギー機器」又は「流体機器」・総合技術監理(機械「熱・動力エネルギー機器」又は「流体機器」)																													
	機械「熱・動力エネルギー機器」及び「流体機器」を除く・総合技術監理(機械「熱・動力エネルギー機器」及び「流体機器」を除く)																													
	上下水道「上下水道及び工業用水道」・総合技術監理(上下水道「上下水道及び工業用水道」)																													
	上下水道(「下水道」)・総合技術監理(上下水道)(「下水道」)																													
	水産「水産土木」・総合技術監理(水産「水産土木」)																													
	森林「林業・林産」・総合技術監理(森林「林業・林産」)																													
	森林「森林土木」・総合技術監理(森林「森林土木」)																													
	衛生工学「水質管理」・総合技術監理(衛生工学「水質管理」)																													
衛生工学「廃棄物・資源循環」・総合技術監理(衛生工学「廃棄物・資源循環」)																														
衛生工学「建築物環境衛生管理」・総合技術監理(衛生工学「建築物環境衛生管理」)																														

資格区分	建設業の種類																													
	土木	建築	大工	左官	とび・土工・コンクリート	石	屋根	電気	管	タイル・レンガ	鋼構造物	鉄筋	舗装	しゅんせつ	板金	ガラス	塗装	防水	内装仕上	機械器具設置	熱絶縁	電気通信	造園	さく井	建具	水道施設	消防施設	清掃施設	解体	
電気工事士法 (電気工事士試験)	第1種電気工事士																													
	第2種電気工事士							3																						
電気事業法 (電気主任技術者 国家試験等)	電気主任技術者(1種・2種・3種)						5																							
電気通信事業法 (電気通信主任技術者試験)	電気通信主任技術者																					5								
電気通信事業法 (工事担任者)	工事担任者(第一級アナログ通信及び第一級デジタル通信の両方の交付を受けた者(注6))																					3								
	工事担任者(総合通償)の交付を受けた者(注8)																					3								
水道法 (給水装置工事主任技術者試験)	給水装置工事主任技術者							1																						
消防法 (消防設備士試験)	甲種消防設備士																													
	乙種消防設備士																													
職業能力開発促進法 (技能検定)	1級建築大工		3																											
	2級建築大工		3																											
	1級型枠施工					注9																								
	2級型枠施工					注9																								
	1級左官																													
	2級左官					3																								
	1級とび																													
	2級とび						注10																							
	1級コンクリート圧送施工																													
	2級コンクリート圧送施工																													
	1級ウエルポイント施工																													
	2級ウエルポイント施工																													
	1級冷凍空調機器施工																													
	2級冷凍空調機器施工																													
	1級配管(選択科目「建築配管作業」)																													
	2級配管(選択科目「建築配管作業」)																													
	1級タイル張り																													
	2級タイル張り																													
	1級築炉																													
	2級築炉																													
	1級ブロック建築																													
	2級ブロック建築																													
	1級石材施工																													
	2級石材施工																													
	1級鉄工																													
	2級鉄工																													
	1級鉄筋施工(選択科目「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」)																													
	2級及び3級鉄筋施工(選択科目「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」)																													
	1級工場板金																													
	2級工場板金																													
	1級建築板金「ダクト板金作業」																													
	2級建築板金「ダクト板金作業」																													
	1級建築板金「ダクト板金作業」以外																													
	2級建築板金「ダクト板金作業」以外																													
	1級かわらぶき																													
	2級かわらぶき																													
	1級ガラス施工																													
	2級ガラス施工																													
	1級塗装																													
	2級塗装																													
	路面標示施工																													
	1級畳製作・内装仕上げ施工・表装																													
	2級畳製作・内装仕上げ施工・表装																													
	1級熱絶縁施工																													
	2級熱絶縁施工																													
1級建具制作・カーテンウォール施工・サッシ施工																														
2級建具制作・カーテンウォール施工・サッシ施工																														
1級造園																														
2級造園																														
1級防水施工																														
2級防水施工																														
1級さく井																														
2級さく井																														
その他	地すべり防止工事士(注3)																													
	基礎くい工事(注4)																													
	1級計装士(注5)																													
	解体工事施工技士(注6)																													

資料7 様式集

第1号様式

係	係長	文書主任	課長	部長
決裁				

現場代理人及び主任技術者等通知書							
			年	月			
			日				
立川市長							
殿							
住所（所在地）							
受注者氏名（名称）							
（代表者）							
印							
現場代理人及び主任技術者等を下記のとおり定めたので別紙経歴書等を添えて通知します。							
契約番号	第 号						
工事件名							
工事場所							
契約金額	¥ （うち取引に係る消費税及び地方消費税 ¥ ）						
契約年月日	年	月	日	履行期限	年	月	日
技術者等	専任	氏名		建設業法上の該当資格に○をつける。	備考		
現場代理人					現場代理人と主任技術者又は監理技術者は兼任できる。		
主任技術者	有・無			建設業法第7条第2号のイ、ロ、ハ			
監理技術者	有・無			建設業法第15条第2号のイ、ロ、ハ			
監理技術者補佐				建設業法第15条第2号のイ、ロ、ハ			
専門技術者（ ）				建設業法第7条第2号のイ、ロ、ハ	（ ）内は専門技術者を置いて施工する工事の建設業法上の区分を記入する。		
受注者(JVの場合幹事会社)の許可区分等	土木一式・建築一式・電気・管・鋼構造物・舗装・機械器具設置・造園・水道施設・その他（ ） 大臣 ・ 知事 特定 ・ 一般 第 号						
監理業務受託者				担当者名			

注 受注者（JVの場合幹事会社）の許可区分等の欄は、監理技術者を設置した場合のみ記入すること。

係	係長	文書主任	課長	部長
決裁				

現場代理人及び主任技術者等変更通知書			
年 月 日			
立川市長			
殿			
住所（所在地） 受注者氏名（名称） （代表者）			
印			
<p>（現場代理人・主任技術者・監理技術者等）を 年 月 日付で、 下記のとおり変更しますので別紙経歴書を添えて通知します。 ※該当に☑をつけること。</p>			
契約番号	第 号		
工事件名			
(変更前) 氏名		(変更後) 氏名	
(変更後 <input type="checkbox"/> 主任技術者 <input type="checkbox"/> 監理技術者 <input type="checkbox"/> 特例監理技術者 <input type="checkbox"/> 監理技術者補佐			
専任	有・無	建設業法上の 該当資格	建設業法第7条第2号のイ、ロ、ハ 建設業法第15条第2号のイ、ロ、ハ
変更理由			

- ※事前に契約課と協議すること。
- ※変更後の技術者等の経歴書を添付すること。
- ※建設業法第7条第2号のハ又は建設業法第15条第2号のイに該当する場合は、資格者証の写しを添付すること。
- ※監理技術者等については、監理技術者資格者証及び講習修了証の写しを添付すること
- ※変更後の技術者等は、当該変更を行う日の3か月以上前から受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限られる

配置技術者等の兼任承諾申請書

年 月 日

立川市長

殿

住所（所在地）
受注者氏名（名称）
（代表者）

印

下記の工事について、建設工事における技術者等配置基準第3条又は第5条に基づき、配置技術者等を他の工事の技術者等と兼任させたいので、承諾願います。

なお、両工事の施工に当たっては、関係法令等を遵守し、安全管理及び工程管理に留意します。

	既受注工事（契約番号_____号）	新規工事
件 名		
場 所		
工 期		
契約金額		
現場代理人		
主任・監理 技術者等		
兼任理由		

（受注者） 殿

立川市長

印

〇年〇月〇日付けで申請のありました配置技術者等の兼任について、承諾します。

係	係長	文書主任	課長	部長
決裁				

専門技術者（変更）通知書			
			年 月 日
立川市長			
殿			
住所（所在地）			
受注者氏名（名称）			
			印
(代表者)			
専門技術者を下記のとおり定めたので別紙経歴書等を添えて通知します。			
契約番号	第 号		
工 事 件 名			
契約年月日	年 月 日	履行期限	年 月 日
技 術 者 等	氏 名	建設業法上の該当資格に○をつける。	
専門技術者		建設業法第7条第2号のイ、ロ、ハ	
工 種			

専門技術者を下記のとおり変更しますので別紙経歴書等を添えて通知します。			
変更年月日	年 月 日		
技 術 者 等	氏 名	建設業法上の該当資格に○をつける。	
専門技術者		建設業法第7条第2号のイ、ロ、ハ	
変 更 理 由			

第5号様式

経 歴 書 ()

現住所

ふりがな
氏 名

生年月日 年 月 日

学 歴

年 月

入 社 年 月

年 月

入社

職 歴

年	月	～	年	月
年	月	～	年	月
年	月	～	年	月
年	月	～	年	月

資 格

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

氏 名

印

連絡員選定届出書

年 月 日

立川市長

殿

住所（所在地）

受注者 氏名（名称）

（代表者）

印

下記の工事又は修繕について、立川市建設工事等における現場代理人の兼任等に関する取扱試行基準第4条により、連絡員を選定しましたので届け出ます。

		既受注工事等 (契約番号_____号)	新規工事等 (契約番号_____号)
件名			
場所			
工期			
契約金額			
現場代理人			
連絡員	氏名		
	所属会社 名称		
	連絡先 (電話番号)		

※連絡員を下請負人から選定するときは、受注者との契約が確認できる書類を添付すること。

現場代理人の兼任承諾申請書

年 月 日

立川市長

殿

住所（所在地）
受注者 氏名（名称）
（代表者）

印

下記の工事又は修繕について、立川市建設工事等における現場代理人の兼任等に関する取扱試行基準第5条により、現場代理人を他の工事等の現場代理人と兼任させたいので、承諾願います。
なお、両工事等の履行にあたっては、関係法令等を遵守し、安全管理及び工程管理に留意します。

	既受注工事等（契約番号_____号）	新規工事等
件名		
場所		
工期		
契約金額		
現場代理人		
主任・監理技術者		
兼任理由		

（受注者）殿

立川市長



○年○月○日付けで申請のありました現場代理人の兼任について、承諾します。

Q&A集

【 現場代理人について 】

Q1 現場代理人は、他の工事の現場代理人、主任技術者等と兼任できますか。

A1 原則として、兼任できません。

立川市工事請負約款第10条第2項「現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し」となっており、工事現場への常駐義務がありますので、他工事の現場代理人、主任技術者等と（専任の有無を問わず）兼任できません。ただし、立川市が発注する工事で一定の条件を満たす場合は、他の工事の現場代理人、主任技術者等と兼任を認めます。

詳しくは、P. 2～4を参照してください。

Q2 複数の工事の現場が同じ敷地内であれば、同一現場となり、現場代理人が兼任できますか。

A2 原則として、同一現場とみなしません。

現場代理人の工事現場への常駐は、工事案件ごとに必要ですので、同じ敷地内であっても、現場代理人を兼任することはできません。ただし、立川市が発注する工事で一定の条件を満たす場合は、現場代理人の兼任を認めます。

詳しくは、P. 2～4を参照してください。

Q3 現場代理人の配置期間はいつからいつまでですか。

A3 契約日から、完了検査日までとし、完了検査日の翌日から配置を解くこととします。ただし、完了検査に合格しない場合は、工事請負約款第30条の7による再検査日までとします。

Q4 現場代理人には、資格や雇用の条件がありますか。

A4 現場代理人には、必要な資格はありませんが、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることが必要です。（恒常的とは、入札の基準となる日以前に3か月以上の雇用関係があることをいいます。）

詳しくは、P. 10を参照してください。

Q5 現場代理人と受注者の雇用関係は、どのような書類で確認しますか。

A5 直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明する書類（健康保険被保険者証などの書類の写し）で確認します。

詳しくは、P. 10～12を参照してください。

Q6 現場代理人の雇用関係はいつ時点で必要ですか。

A6 入札の基準となる日時点で条件を満たしていることが必要です。

ここで、「入札の基準となる日」とは、次の日をいいます。

一般競争入札 ⇒ 告示日

指名競争入札 ⇒ 入札の執行日

随意契約 ⇒ 見積書の提出日

ただし、現場代理人を変更する場合、新たな現場代理人は変更日以前に3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があることが必要となります。

Q7 現場代理人は、途中で変更できますか。

A7 現場代理人の途中変更は可能ですが、現場の混乱を避けるため、変更は極力避けてください。

Q8 契約変更により、契約額が減額となった場合、当初の契約金額ではなく、減額後の契約金額が立川市建設工事等における現場代理人の兼任等に関する取扱試行基準で規定する合計4,000万円未満の適用になりますか。

A8 同試行基準では、当初の契約金額（消費税及び地方消費税相当額を含む）の合計が4,000万円未満であることを求めていますので、契約額が減額となり、合計が4,000万円未満となった場合は認められません。ただし、すでに兼任を認められている場合に、契約変更により、契約額が増額となり、合計4,000万円以上となった場合でも、引き続き兼任を認めます。（立川市建設工事等における現場代理人の兼任等に関する取扱試行基準第8条）

Q9 立川市建設工事等における現場代理人の兼任等に関する取扱試行基準で規定する連絡員は、他の現場の非専任の主任技術者と兼ねることができますか。

A9 連絡員は、他の現場の非専任の主任技術者と兼ねることができます。ただし、連絡員には、現場代理人が現場に不在であるときに、現場での作業がない場合を除き、現場に滞在することを求めていますので、他の現場に滞在することができません。

【 主任技術者等について 】

Q10 主任技術者等の専任とはどのようなものですか。

A10 公共性のある工作物に関する契約金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上の工事に配置される主任技術者等は、元請、下請の区別なく工事現場ごとに専任の者でなければなりません。「専任」とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該建設工事に係る職務にのみ従事していることを意味しています。したがって、専任の主任技術者等は、特別な場合を除き、他の工事の現場代理人及び主任技術者等と兼任することはできません。

Q11 専任の主任技術者等の配置期間はいつからいつまでですか。

A11 契約日から、完了検査日までとし、完了検査日の翌日から配置を解くこととします。ただし、完了検査に合格しない場合は、工事請負約款第30条の7による再検査日までとします。

Q12 主任技術者等には、資格や雇用の条件がありますか。

A12 主任技術者は、建設業法第7条第2号イ、ロ又はハ、監理技術者は、建設業法第15条第2号イ、ロ又はハに該当することが必要です。主任技術者等は受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることが必要です。（恒常的とは、入札の基準となる日以前に3か月以上の雇用関係があることをいいます。）
詳しくは、P. 10を参照してください。

Q13 主任技術者等と受注者の雇用関係は、どのような書類で確認しますか。

A13 直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明する書類（健康保険被保険者証などの書類の写し）で確認します。
詳しくは、P. 10～12を参照してください。

Q14 主任技術者等の条件（資格、雇用関係）はいつ時点で必要ですか。

A14 入札の基準となる日時点で条件を満たしていることが必要です。
ここで、「入札の基準となる日」とは、次の日をいいます。
一般競争入札 ⇒ 告示日
指名競争入札 ⇒ 入札の執行日
随意契約 ⇒ 見積書の提出日
ただし、主任技術者等を変更する場合、新たな主任技術者等は変更日以前に3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があることが必要となります。

Q15 主任技術者等は、契約後に変更できますか。

A15 原則として、変更を認めません。

監理技術者制度運用マニュアルの趣旨に基づき、主任技術者等の変更は原則として認めません。ただし、P. 12にある「受注者からの協議により、例外的に主任技術者等の変更を認める基準」に該当する場合は、変更を認めます。

【 共通・その他 】

Q16 条件付き一般競争入札において、希望申請時に登録した技術者等を事後審査のときに変更できますか。

A16 原則として、変更を認めます。

ただし、総合評価方式による一般競争入札等において、入札説明書等で変更できない規定がある場合は変更できません。

Q17 事後審査のときに提出した主任技術者等を契約日までに変更できますか。

A17 原則として、変更を認めません。

ただし、議会の議決を要する契約で、事後審査から契約締結日まで相当の期間が空くなど、やむを得ない事情がある場合は認めることがあります。なお、総合評価方式による一般競争入札等において、入札説明書等で変更できない規定がある場合は変更できません。

Q18 現場代理人又は専任の主任技術者等が冠婚葬祭等で現場を離れる場合は、どうすれば良いですか。

A18 適正な施工を確保した上で、同等以上の現場代理人又は専任の主任技術者等の代理をたてること、かつ、常時連絡が可能な体制をとれることなどの措置を講じ、工事担当課と協議を行い、承諾を受けた場合に限り認めます。

Q19 次のような契約は下請負契約となりますか。

- ① 現場のガードマン等
- ② オペレーター付のリース契約
- ③ ダンプトラックによる残土搬出
- ④ 資材・機材のみのリース
- ⑤ 機器の購入費

A19 ① ガードマン等の派遣については、建設工事の下請負契約には当たりません。

② オペレーター付で契約する場合、オペレーターが行う行為は建設工事の完成を目的とした行為とみなされ、基本的には下請負契約に当たります。なお、リース会社から派遣されるオペレーターを建設業務に就かせることは、「労働者派遣法（昭和60年7月5日法律88号）」第4条に違反するおそれが

あります。

- ③ 土砂の搬出のみの場合は、建設工事の下請負契約には当たりません。ただし、積み込み作業（土砂の掘削を含む）等建設業法の請負工事に該当するものを含む場合には、下請負契約となります。
- ④ 資材・機材のみのリースで、オペレーターには自社の技術者を配置する場合は、下請負契約に該当しません。
- ⑤ 機器の購入費だけであれば下請負契約に含みません。ただし、機器の購入だけでなく、設置や据付け等の作業がある場合は、機器の購入を含め下請負契約に該当します。

Q20 大規模工事を受注した際に、主任技術者又は監理技術者等のどちらを配置するか
の判断はどのようにすればいいですか。

A20 工事受注前におおむねの計画を立て、工事受注後速やかに、専門工事業者等への
工事外注計画を立案し、下請負契約の予定額が 4,500 万円（建築一式工事の場合
は 7,000 万円）以上となるかを的確に把握し、下請負契約の予定額が 4,500 万
円以上であれば、当初から監理技術者等を配置することとなります。

また、下請負契約の予定額が 4,500 万円未満であれば、主任技術者を配置する
こととなりますが、監理技術者等を配置する工事に該当するかどうか流動的である
ものについては、工事途中での技術者の変更が生じないよう、監理技術者等の資格
を有する技術者を当初から配置しておくことが必要です。

Q21 工事現場に通知した技術者を配置しなかった場合には、どのようなペナルティが
課せられますか。

A21 現場代理人については、工事請負約款第11条第1項の規定に基づき措置請求を
行うことがあります。また、主任技術者等については、工事請負約款第11条第1
項及び第2項の規定に基づき措置請求を行うことがあるだけでなく、建設業法違反
のおそれもあり、監督官庁へ通知する場合があります。なお、虚偽等が明らかにな
った場合などは、工事成績評定へ反映を行い、入札参加停止措置や契約解除等の措
置を講じることがあります。

立川市発注工事における
技術者等の配置マニュアル

発 行

令和5年11月

立川市 財 務 部 契 約 課
行政管理部 品質管理課